

岡山大学総務・企画部人事課グッドジョブセンターにおける
職員の就業に関する要項

〔平成25年 3月27日〕
学 長 裁 定

改正 平成26年 1月21日
平成26年 3月31日
平成27年 3月31日
平成28年 3月29日
平成28年11月24日
平成29年 9月21日
平成30年 1月31日
平成31年 3月28日
令和 元年 9月27日
令和 3年 3月22日
令和 3年 9月22日
令和 4年 3月15日

(目的)

第1条 この要項は、岡山大学総務・企画部人事課グッドジョブセンター（以下「センター」という。）に勤務する障がい者を有する職員及び障がい者を有する職員を支援する職員の就業に関し必要な事項を定め、もって本学における障がい者雇用の促進を図ることを目的とする。

2 次条に定める職員の任期、給与等については、国立大学法人岡山大学非常勤職員就業規則（平成16年岡大規則第12号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第38条及び特別契約職員の就業に関する要項（平成19年3月30日学長裁定。以下「特別契約職員就業要項」という。）第15条の規定に基づき、この要項に定めるところによる。

(対象者)

第2条 この要項の対象者は、センターに勤務する次の各号に定める非常勤職員及び特別契約職員（以下「センター職員」という。）とする。

- 一 総括リーダー
- 二 サブリーダー
- 三 主任支援員
- 四 主任作業員
- 五 支援員
- 六 作業員
- 七 作業補佐員
- 八 その他の職種であって、障がい者を有する者

2 前項第1号から第4号の職員は、原則として特別契約職員とし、第5号から第8号までの職員は、原則として非常勤職員とする。

3 第1項第8号の職員にあつては、業務の必要性に応じて非常勤職員又は特別契約職員として雇用する。

(任期等)

第3条 センター職員の任期は、原則として、各年度の範囲内とし、別に定める職種別の勤務評価調書並びに評価基準に基づく審査・面談（以下「勤務評価」という。）を行った上で、5年を限度として更新することができる。ただし、「5年を超える契約について」（平成28年1月25日学長裁定）第1項第2号の規定に基づき、勤務成績が良好な者については、5年目の任期満了後、任期の定めのない雇用契約（以下「無期雇用契約」という。）とすることができる。

2 前項ただし書きに定める無期雇用契約への転換に当たっては、勤務評価を行った上で、転換の可否について判断するものとする。なお、年度中途の採用者にあつては、5回目の契約更新の可否を判断する際に、無期雇用契約への転換の可否を判断するものとする。

3 第1項ただし書きの規定により無期雇用契約となった者の定年は、年齢65年とする。

(給与)

第4条 センター職員の給与は、非常勤職員就業規則、国立大学法人岡山大学契約職員就業規則（平成16年岡大規則第13号）等の規定にかかわらず、次の各号のとおりとする。

一 総括リーダーの俸給は、国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年岡大規則第14号。以下「給与規則」という。）別表第1のイに定める一般職員俸給表（一）の職務の級3級を準用するものとし、号俸は勤続年数により別表1のとおりとする。

二 サブリーダーの俸給は、給与規則別表第1のイに定める一般職員俸給表（一）の職務の級2級を準用するものとし、号俸は当該年度の年度末の年齢により別表2のとおりとする。

三 主任支援員の俸給は、給与規則別表第1のイに定める一般職員俸給表（一）の職務の級1級を準用するものとし、号俸は別表3のとおりとする。

四 主任作業員の俸給は、給与規則別表第1のロに定める一般職員俸給表（二）の職務の級1級を準用するものとし、号俸は勤続年数より別表4のとおりとする。

五 支援員、作業員及び作業補佐員の基本給は、時間給とし、別表5のとおりとする。

六 その他の職種であつて、障がい者を有する者の基本給は、当該職種に係る非常勤職員就業規則又は特別契約職員就業要項による基本給を参考に、当該者の勤務態様を勘案して個別に定める。

七 第1号から第6号までの規定によりがたい場合は、当該勤務者の勤務態様等を勘案して個別に定めることができる。

2 前項第5号の職員の基本給の改定は、原則として、1回目及び2回目の契約更新時にはB単価に、3回目以降の契約更新時にはC単価にするものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当該職員の前年度の勤務状況、業務に対する適性・能力につ

いて、前条に定める勤務評価を行った上で、適当と認められる場合は、別の単価とすることができるものとする。

4 第1項第5号の職員のうち、新規採用者に係る単価の設定は、原則としてA単価とする。

5 第1項第5号の職員であって、当該職種の間で昇任・降格となった場合の基本給は、単価の低い職種から単価の高い職種への昇任の場合はA単価に、単価の高い職種から単価の低い職種への降格の場合はC単価にするものとする。

6 年度中途での単価区分の変更は、原則として行わないものとする。

(勤務評価)

第5条 センター職員の勤務評価は、職種の別又は有期雇用契約若しくは無期雇用契約の別にかかわらず、毎年度、中間評価並びに最終評価を実施するものとする。

2 前項に定める勤務評価の実施時期は、原則として、中間評価については9月に、最終評価については2月に実施するものとする。ただし、年度中途の採用等により、採用された日から評価期間までの勤務期間が4ヶ月に満たない場合は、当該期間における勤務評価を行わないことができるものとする。

3 第1項に定める中間評価において、勤務評価の結果が別に定める契約更新の基準を満たさない者であって、然るべき勤務指導を行った上で、最終評価時に、なお勤務状況に改善が見られない場合は、有期雇用契約の者にあつては契約を更新しない、また、無期雇用契約の者にあつては解雇するものとする。

4 センター職員については、第1項に定める最終評価の結果に基づき、第2条第1項に定める職種間で配置換えを行うことがある。

(勤務時間)

第6条 センター職員のうち、短時間勤務職員として雇用する職員であつて、障がい者を有する者の勤務時間については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)による法定雇用障害者数の対象となる常用雇用者としてカウントするため、1週間の勤務時間の上限を30時間とする。

2 前項に定める者のほか、短時間勤務職員として雇用する支援員については、障がい者を有する職員とともに業務を行うというセンターの特性に鑑みて、前項の規定を準用して1週間の勤務時間の上限を30時間とする。

(リーダー手当)

第7条 総括リーダー及びサブリーダーに、その職責に応じて、次の各号に掲げるとおりリーダー手当を支給する。

一 総括リーダー 月額40,000円

二 サブリーダー 月額20,000円

2 休暇、休職等により、月の全日数にわたって勤務しない場合は、その月のリーダー手当は支給しない。

(特殊勤務手当)

第7条の2 センター職員のうち、第2条6号から第8号に掲げる職員が下表に掲げる業務に従事した場合は、下表の支給基準により1ポイントを100円で換算した額を特殊勤務手当として支給する。

業務内容	支給基準	ポイント数
草刈機操作 集塵機 トリマー ブローア 除草剤散布	作業補佐員並びに作業員が左記の業務に従事した場合30分につき1ポイント(月末に集計。なお、集計後30分未満の部分は切り捨てとする。)	1

(非常勤職員就業規則等の準用)

第8条 センター職員の就業に関し、この要項に定めのない事項については、非常勤職員にあつては非常勤職員就業規則の、特別契約職員にあつては特別契約職員就業要項の規定によるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日にグッドジョブ支援センターに雇用されている者であつて、引き続き平成25年4月1日にグッドジョブ支援センターに雇用されるもの(以下「継続雇用者」という。)の任期は、1年とし、平成30年3月31日まで更新することができる。この場合において、当該者に係る第3条第1項ただし書きの規定による無期雇用契約への転換は、平成30年4月1日を始期とする雇用契約からとする。
- 3 継続雇用者のうち、支援員、作業員及び作業補佐員であつて、平成25年4月1日から引き続き同一の職種に雇用されるものの平成25年度の給与は、支援員にあつては別表4のA区分を適用し、作業員及び作業補佐員にあつては、別表4の各区分のうち従前の定めにより平成25年度に受けるべきA区分からC区分までを適用する。

附 則

この要項は、平成26年1月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年11月25日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年3月29日から施行する。ただし、第4条第1項第4号及び第7条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第4条第4項の作業補佐員の時間給単価は、10月2日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第4条第4項の作業補佐員の時間給単価は、10月2日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。